

令和8年度 新宿区経営相談員 募集案内

この採用選考は、新宿区経営相談員の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
事務系	経営相談員	4名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

- (1) 中小企業の経営相談に関すること。
- (2) 中小企業向け制度融資に関する相談に関すること。
- (3) 中小企業信用保険法第2条第5項の認定に関すること。
- (4) 商店街振興組合法第82条に係る書類の審査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興を図るために文化観光産業部産業振興課長が必要と認める事項。

4 勤務場所

新宿区文化観光産業部産業振興課産業振興係（新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階）

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 中小企業診断士資格の有資格者
- (2) ワード・エクセルの基本操作ができる方

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	作文（テーマ：新宿区の中小企業振興における経営相談員の役割） 文字数：800字～1,200字程度
結果発表	令和8年2月下旬（予定） ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和8年3月5日（木）または6日（金）（予定） 面接会場：新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館（BIZ新宿）
選考方法	個別面接
結果発表	令和8年3月中旬（予定） ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

申込書は、新宿区文化観光産業部産業振興課で配布及び新宿区ホームページに掲載いたします。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	原則郵送による。 ＜提出書類＞ <ul style="list-style-type: none">新宿区会計年度任用職員採用選考申込書免許・資格を証する書類の写し一次選考の作文返信用封筒 <u>※ご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの</u> ＜郵送の方法＞ <ul style="list-style-type: none">A4版が入る大きさの封筒に提出書類一式を入れ、表に赤字で「経営相談員選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期間	令和8年1月15日（木）から 令和8年2月10日（火）（必着）
申込先	〒160-0023 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階 新宿区文化観光産業部産業振興課産業振興係

9. 勤務条件

勤務時間	午前9時から午後4時までの間で1日あたり6時間勤務 休憩時間1時間（正午から午後1時） 月曜日から金曜日の間で週4日勤務（週24時間勤務） ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日：原則として土・日曜日、月曜日から金曜日の間で1日 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	（有給休暇） 年次有給休暇、慶弔休暇等があります。 （無給休暇） 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・月額 234,784円（地域手当相当分を含む。） ・賞与（前年実績約4.90か月分）、超過勤務手当あり ・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※ 給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、 労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用は 公募を原則としますが、一定の要件を満たした場合、公募によらず再度 任用される可能性があります。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合は、再度の任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

新宿区文化観光産業部産業振興課産業振興係

所在地：〒160-0023 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階

電話番号 03（3344）0701（直通）

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）